



労働者派遣法に基づく情報提供について

2025年4月1日現在
株式会社アイルビー

労働者派遣法 第23条5項に基づきマージン率等、下記の事項について情報提供致します。

■株式会社アイルビー

〒501-6021 岐阜県各務原市川島笠田町1丁目32番地
厚生労働大臣許可番号 派21-300510

派遣労働者の数	25名（1日平均）
労働者派遣の役務を受けた物の数（派遣先の実数）	16件
マージン率 ※1	30.36%
労働者派遣に関する料金の平均額	14,423円（1日8時間換算）
派遣労働者の賃金額の平均額	10,043円（1日8時間換算）
教育訓練に関する事項	派遣先における実務研修等

※1 マージンには、社会保険料・福利厚生費・有給休暇などが含まれています。

■マージン率の算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 協定の有効期限の終期 2025年3月31日	全ての派遣労働者

■キャリアコンサルティング相談窓口

担当者 新美 文洋 電話番号 0586-89-2584

■福利厚生等

社会保険・雇用保険・労災保険・通勤手当・健康診断・制服貸与・週払い制度